

(7) 敷地内の通路

特定施設整備基準	目標となる基準
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	ア 規則別表第2の1の(7)のアに定める構造とすること。
イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。	イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(エ)まで及び規則別表第2の1の(3)の(イ)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。
ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	ウ 直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、規則別表第2の1の(7)のウの(イ)及び(ウ)に定める構造とし、かつ、幅員は、180センチメートル以上とすること。
(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。	
(イ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。	(同 左)
(ウ) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。	(同 左)
エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。	エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、別表第2の1の(7)のエに定める構造に準じたものとする（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。
(ア) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。	(同 左)
(イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	(同 左)
オ ウの(イ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。	オ 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)、(ウ)及び(エ)並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)並びに(7)のオの(イ)に定める構造に準じたものとし、かつ、勾配は、15分の1を超えないこと。
(ア) 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じたものとする。	

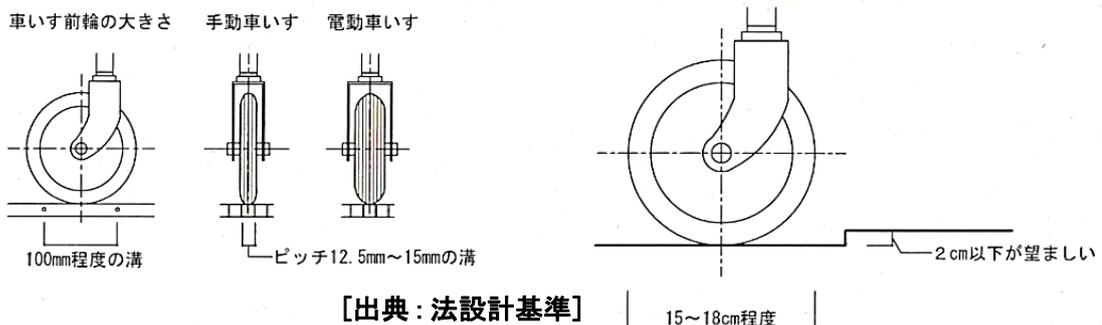
<p>(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。</p>	<p>(同 左)</p>
---	--------------

基準解説

<p>基準の適用範囲</p> <p>排水溝のふたの構造</p> <p>誘導用床材、注意喚起用床材の敷設</p> <p>傾斜路の構造</p>	<p>ア及びイは、敷地内のすべての通路について適用される。</p> <p>ウは、直接上へ通ずる（１）[出入口の基準]に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうちそれぞれ１以上について車いすで通行できるようにすることを求めている。道から駐車場への通路は、通常特定施設を利用する者が徒歩で経路することがないため整備対象としていない。</p> <p>また、目標となる基準においては、教育施設、自動車車庫又は共同住宅を除くすべての敷地内の通路について、幅員は車いすが回転しやすく、車いす同士が行き違いやすい寸法として 180 センチメートル以上としている。</p> <p>ウの（ウ）の通路を横断する排水溝のふたの溝幅は、つえや車いすのキャスターが落ち込まない目の細かいものとする。</p> <p>エは、視覚障がい者に対応するため、誘導用床材、注意喚起用床材の敷設を求めた規定である。直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路のみで、駐車場に至る通路を除外しているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者の同行が想定されるためである。</p> <p>（２）[廊下等の基準]のエの基準に準じた構造とすることとされている。</p> <p>また、目標となる基準においては、構造は告示（２）[廊下等の基準]エの基準に準じているが、勾配は更に利用しやすくするため、1/15 以下としている。</p>	<p>図-31</p> <p>図-32、図-33</p> <p>図-33</p>
---	--	--

排水溝のふたの仕様例 図-31

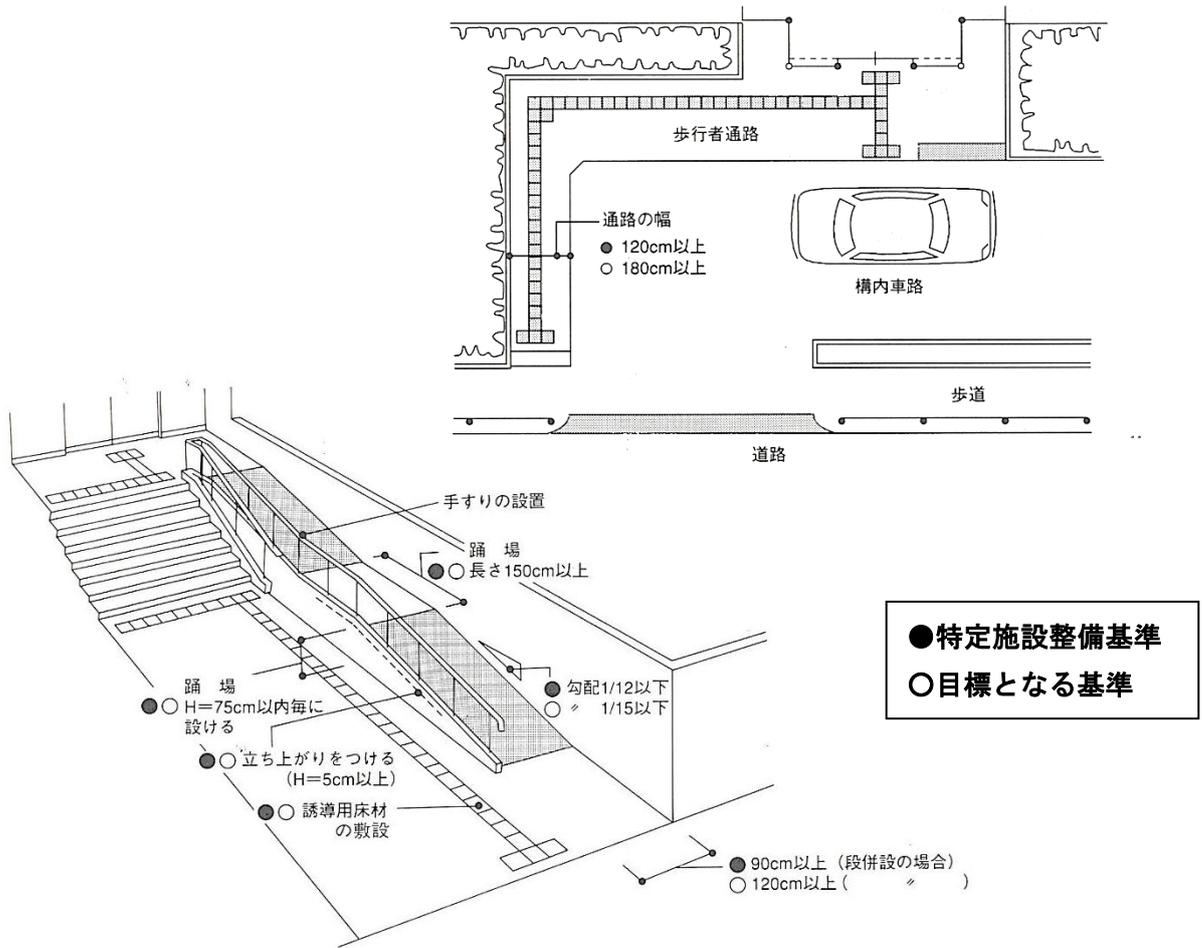
○段差の解消（参考）



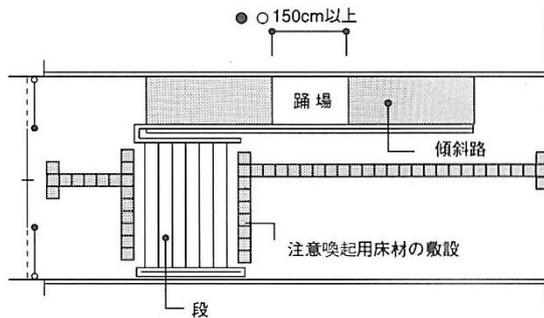
[出典：法設計基準]

15~18cm程度

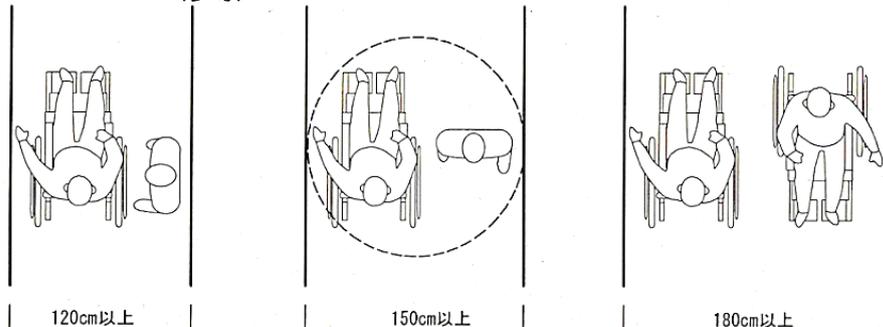
敷地内の通路 図-32



敷地内の通路 (スロープの構造等) 図-33



○ 敷地内の通路の有効幅員 (参考)



a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

b. 人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転(360°)できる寸法

c. 車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

[出典: 法設計基準]